

課室 紹介

秘書課弁理士室について

畔上 淳

総務部秘書課弁理士業務監理官

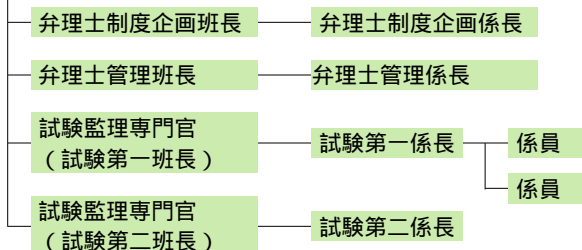
1. はじめに

特技懇の皆さま、こんにちは。

特許庁舎5階南側診療所入り口奥にひっそりと配置されている秘書課弁理士室（以下、弁理士室）は、庁内職員でも立ち寄りにくいといった印象をもたれているようですが、今回、秘書課弁理士室を紹介させていただく機会を得ましたので、これを機に弁理士室の業務内容等について理解を深めていただければ幸いです。

弁理士室は、実は誕生してまだ新しい室です。平成14年4月に秘書課総括班の中で試験係として試験事務を行っていた部署と総務課の特許管理班として弁理士制度の企画、立案を行っていた部署が弁理士制度に関して企画から運用、実施に至るまで一元的な業務運営を行うため、組織再編を行い誕生しました。

弁理士業務監理官（弁理士室長）



次に弁理士室の体制です。

弁理士室は、弁理士業務監理官（弁理士室長）を筆頭に、弁理士制度企画班、弁理士管理班、試験第一班、試験第二班の4班10名で構成されています。

2. 業務の紹介

それでは、弁理士室各班の業務を紹介していきます。

・弁理士制度企画班

主に弁理士制度の設計に関する企画・立案及び日本弁理士会との連絡調整を行っています。

先の弁理士法改正作業においては、当班によって企画及び立案され、対外折衝等を経た後、改正案を第162回通常国会に提出しました。

今後、弁理士試験制度等の見直しを行うこととしており、各課とも連携を取って検討を重ねていく予定です。

・弁理士管理班

弁理士管理班は、現在、班長が弁理士管理係長を兼務し実務にあっております。主な業務は、弁理士の懲戒処分及び日本弁理士会が行う登録の抹消等への関与です。

弁理士の懲戒処分につきましては、弁理士が弁理士法に違反したときは、弁理士法第32条及び第54条第1項により戒告、二年以内の業務の停止、業務の禁止の処分をすることができます。

産業財産権の重要性の高まりや弁理士の業務範囲の拡大に伴い、業務等の正しい遂行が強く求められることから、当班においては厳格に処分を科していかなければなりません。また、懲戒処分は弁理士にとって重大な不利益処分であるから、適切な手続きに沿って行っていく必要があります。

・試験第一班

弁理士試験は、工業所有権審議会が実施することになっておりますが（弁理士法第12条）試験第一班はその事務局を担当し、弁理士試験実施に関する全般的な業務をつかさどっています。

近年、弁理士試験受験者数は増加の一途をたどり、平成16年度は約9千人に達しました。今後もこの傾向は続き

そうですが、国家試験としての品位を落とさぬよう円滑な試験運営を行って行きたいと思っております。

なお、今年度の試験実施スケジュールは以下の通りです。

- ・ 短答式筆記試験 5月22日(日)
- ・ 論文式筆記試験(必須科目) 7月3日(日)
- ・ 論文式筆記試験(選択科目) 7月24日(日)
- ・ 口述試験 10月13日(木)~19日(水)

試験第二班

特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるもの(日本弁理士会が実施する能力担保研修)を修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために実施しています。

弁理士試験と同様、工業所有権審議会が実施することになっており、試験第二班はその事務局を担当し、試験

実施に関する全般的な業務を掌っています。

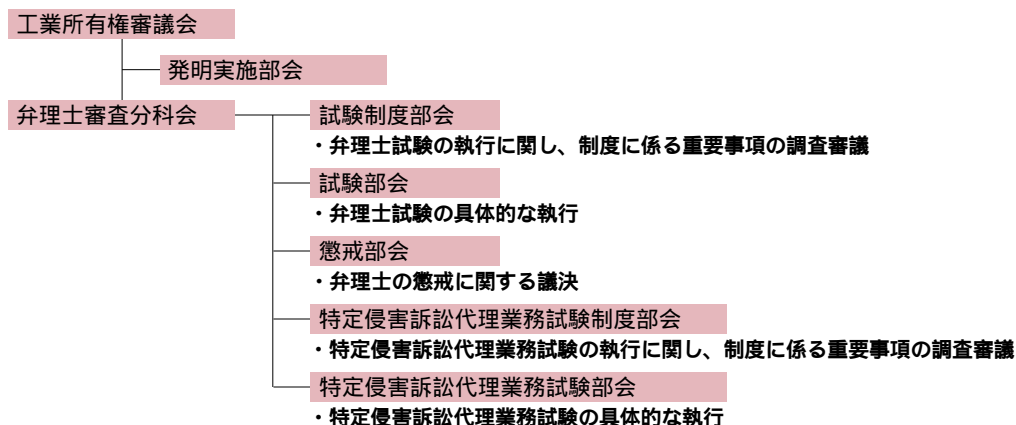
なお、今年度の試験スケジュールは未定ですが、毎年、10月下旬に実施しております。

3. 弁理士法の改正について

現在、第162回通常国会に弁理士法の改正案(正式には「不正競争防止法の一部を改正する法律案」第7条。以下「17年法」という。)が提出されています。

皆さまご承知のとおり、弁理士法は平成12年に大正10年法からほぼ80年ぶりとなる全面改正(以下「12年法」という。)を行っております。その後、平成14年に一部改正(以下「14年法」という。)を行っており、今回が全面改正後2度目の一部改正となります。ところが、実は平成12年改正後、弁理士法はほぼ毎年のように受動的に少しずつ改正されてきたことをご存知でしょうか。今通常国会においても、弁理士法は3度にわたって改正され、4回に分けて施行

班名	所掌事務
弁理士制度企画班	1 弁理士制度に関する企画及び立案に関すること。 2 知的財産専門サービスに関すること。 3 弁理士、特許業務法人及び日本弁理士会に関すること。
弁理士管理班	1 工業所有権審議会弁理士審査分科会のうち懲戒部会に関すること。 2 弁理士及び特許業務法人の懲戒その他身分に関すること。
試験第一班	1 工業所有権審議会弁理士審査分科会に関すること(他の所掌に属するものを除く)。 2 弁理士試験に関する事務の実施に関すること。
試験第二班	1 工業所有権審議会弁理士審査分科会のうち特定侵害訴訟代理業務試験制度部会及び特定侵害訴訟代理業務試験部会に関すること。 2 特定侵害訴訟代理業務試験に関する事務の実施に関すること。



- 1) 例：不正競争防止法の一部を改正する法律(平成13年法律第81号)によりドメインネームに係る業務を追加
電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)により特許業務法人の合併等に電子公告制度を導入
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)による用語の変更 など

される予定です。この3度にわたる弁理士法改正について、17年法の概要を中心に簡単に解説していきます。

I. 最近の弁理士法改正と司法制度改革

(1) 弁理士法改正と司法制度改革

12年法では、プロパテントの流れの中で知的財産サービスへの需要の増大に合わせ、産業財産権の権利化を本来的業務とする弁理士を権利の活用場面でも利用するための改正を行っています。図1のとおり、特許庁への手続代理、訴訟補佐人、審決取消訴訟代理という既存業務に加えて、ライセンス契約等の代理・仲介・相談や、税関長への輸入差止め申立て手続代理、専門的仲裁機関における仲裁手続代理という紛争解決業務を新規に追加しています。さらに、従来は産業財産権が代理業務の対象でしたが、回路配置利用権、特定不正競争、著作権も対

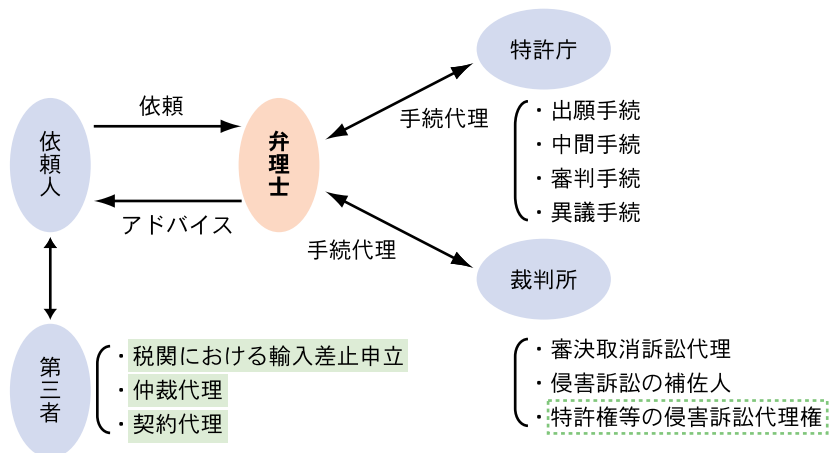
象に加えています。

ここで着目しておきたいのは、著作権については契約代理等だけが認められ、仲裁手続の代理業務は当時の弁理士の著作権法についての能力・実績に鑑み、見送りとなったこと（積み残し①）と、特許権等の侵害訴訟の代理権の付与が見送られたこと（積み残し②）です。

このような紛争解決業務は弁護士法第72条により弁護士以外の者が行うことが原則禁じられ（弁護士の専権業務）であり、これを他の士業が行うためには、司法制度改革の一環として、司法制度改革審議会（後に司法制度改革推進本部）における弁護士法第72条の例外についての議論の推移を見守る必要がありました。

図1で点線で枠囲いしてあるとおり、弁理士に特許権等の侵害事件の訴訟代理権を付与すること（積み残し②）は、13年6月の司法制度改革審議会最終意見書²⁾を受けて、14年法により一定の能力担保措置を受けた弁理士が弁護士

弁理士とは 産業財産権に関する「書類の作成」、「鑑定」、「代理」についての業務を、業として「報酬を得て」行うことができる唯一の国家資格者。



※ 税関における輸入差止申立 は平成12年弁理士法改正で追加された業務

※ 特許権等の侵害訴訟代理権 は平成14年弁理士法一部改正で追加された業務

産業財産権に関する手続代理以外のすべての業務に半導体回路配置を含む。
契約代理業務には技術上の秘密及び著作権を含む。
仲裁代理業務には著作権、特定不正競争を含む。
侵害訴訟の補佐人業務には特定不正競争を含む。
税関における輸入差止申立業務には著作権を含む。

※ 特許権等の侵害訴訟代理権 は今回の弁理士法改正で追加する部分。

図1

2) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>

との共同で代理するという条件のもと、措置されました。

他方、ADR（裁判外紛争解決手続）については、同意見書において隣接法律専門職種を活用する旨の大枠が示されただけであり、その具体化については司法制度改革推進本部に設置されたADR検討会における38回にわたる検討の結果を待つ必要がありました。今回の弁理士法改正は、この検討結果を受け、ADRにおける弁理士の代理権を拡充することを主な内容としています。

(2) 裁判外紛争解決手続とは

そこで、まず裁判外紛争解決手続とは何であるかについて図2を使って簡単に説明します。紛争が発生した場合、それを解決する手段として3つの選択肢（イ）訴訟手続、（ロ）当事者間の直接の話し合いである相対交渉、（ハ）「裁判外紛争解決手続」が考えられます。

このうち、（ハ）「裁判外紛争解決手続」とは、①訴訟によらずに、②民事上の紛争を解決する紛争の当事者のため、③公正な第三者が関与して、その解決を図る手続と定義されます。したがって、訴訟手続による解決は含まれず、刑

事事件も含まれません。暴力を使って間を取り持つといったことも、公正な第三者の関与ではないということで排除されます。具体的には、仲裁、調停、あっせんを指します。

裁判外紛争解決手続には、厳格な訴訟手続と異なり、(i) 自主性を活かした解決、(ii) プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、(iii) 簡易・迅速で廉価な解決、(iv) 専門家の知見を活かした解決、(v) 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に即した解決を図るなど、柔軟な対応が可能になるというメリットがあります。

政府は、この裁判外紛争解決手続を訴訟に並ぶもう1つの紛争解決手段の柱として拡充・活性化を図ろうとしており、その基本理念等を規定した裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）を16年11月に成立させました。同法では前述の公正な第三者（手続実施者）について法務大臣による認証制度を設け、いくつかの法律効果を付与しています。他方、手続実施者ではなく紛争当事者の代理人として隣接法律専門職種を活用することについては、16年11月に司法制度改革推進本部決定³⁾という形で示されました。

裁判外紛争解決手続とは

①訴訟手続によらずに、②民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、③公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条）

→厳格な裁判手続と異なり、(i) 利用者の自主性を活かした解決、(ii) プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、(iii) 簡易・迅速で廉価な解決、(iv) 多様な分野の専門家を活かしたきめ細かな解決、(v) 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図るなど、柔軟な対応が可能。

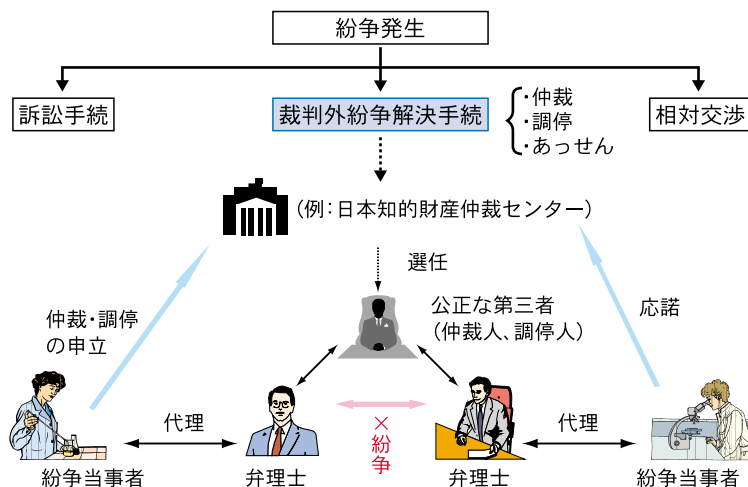


図2

3) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/ko_uhyou/041126kongo.html

同決定は、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の4つの隣接法律専門職種について、ADRにおける代理権付与の方向性を具体的に示し、それらを個別の士業法にて整備すべしとしています。

17年法概要

司法制度改革推進本部決定において、弁理士について措置すべしとされたのは以下の3点です。著作権をADR代理業務の対象に追加する、調停・あっせん手続についても弁理士の業務範囲であることを明確化する、弁理士がこのような代理業務を行う団体の新規の指定を進める。このうちは法律事項ではないため、今回の改正ではについて措置しています。

先ほどの4つの士業のうち、従来から民間の紛争解決業務に携わってきたのは弁理士と司法書士の一部（認定司法書士⁴⁾）です。他の2士業（社会保険労務士と土地家屋調査士）については、信頼性の高い能力担保措置を講ずることや弁護士との共同受任であることなどが条件とされましたが、前2者については既に紛争解決業務の実績があるということでそのような条件は課されていません。もっとも、各種研修を受講するなどして自己研鑽に励み、より上質なサービスを提供できるよう各々が心がけることが重要であることは言うまでもありません。

同決定においては、弁理士は、12年法により（イ）特許権等についてADR代理の実績があることと、（ロ）「著作物に関する権利」について契約代理、相談業務等の実績があることが考慮されたようです。（イ）+（ロ）から「著作物に関する権利」に関する事件のADR代理が導かれます。したがって、についてはこの方向で措置しています。

の業務範囲の明確化については若干補足が必要でしょう。現行法上、弁理士のADR代理は「仲裁の代理」と規定されており、調停代理権の有無について若干疑義があるとの指摘を受けてきました。12年法の検討時、「仲裁・調停・あっせん」を総称する概念としてADRが使われていましたが、これに対応する適切な日本語が統一さ

れていなかったため、仲裁、調停、あっせんのうちでも高度である仲裁の代理と規定することで、勿論解釈として調停、あっせんの代理もできるとしてきたのです。しかし、昨秋のADR法制定により仲裁、調停、あっせんを総称するものとして「裁判外紛争処理手続」という概念が整理されたことを契機に、弁理士法においてもこれを使うことで業務範囲の明確化を図ることにしました。

以上の改正により、弁理士の業務範囲は図3のようになります。×がになっているのが、ADR業務の対象に著作権を追加した部分、がになっているのが、業務範囲を明確化した部分です。

今回、弁理士法は、第8条も改正しています。これは弁理士法を束ねている不正競争防止法において、著名表示冒用行為等に対して刑事罰が導入されたことに伴い、弁理士の欠格事由を追加するものです。そもそも弁理士は産業財産権の保護を円滑化する役割を果たすことをその本来的な任務としていますから、産業財産権を侵害した者に弁理士となる資格を与えるべきではありません。このため、従来も不正競争防止法違反については弁理士の欠格事由に原則的に該当すると整理してきており、今回の改正もそれに倣っています。

17年法は、不正競争防止法の施行に合わせて施行されます。同法公布の日から1年以内の政令で定める日とされています。

そのほかの改正

さらに弁理士法は、関税込率法の一部改正と会社法制定に伴う諸法の規定を整備する会社法整備法により改正されます。

（1）関税込率法の一部改正

関税込率法は、今通常国会において輸入禁制品を増やす改正を行いました。これまで、麻薬、あへんやけん銃、機関銃、偽造通貨、公安又は風俗を害すべき書籍等が輸入禁制品とされており、産業財産権等を侵害する物品もその一類型とされてきました。不正競争防止法違反が欠

4) 所定の能力担保措置を修了したと法務大臣が認定した司法書士のことで、司法書士法第3条第1項第6号及び7号に規定する業務を行うことができる

弁理士法に規定されている業務の範囲

手続（業務）		工業所有権 （特許法・実用新案法・ 意匠法・商標法）	回路配置利用権 （半導体集積回路の 回路配置に関する法律）	特定不正競争 （不正競争防止法）	著作権 （著作権法）
官公署への 手続の代理		弁理士法 第4条第1項	×		×
税関での輸入差止 申立手続の代理		弁理士法 第4条第2項1号	弁理士法 第4条第2項1号	（不正競争防止法第2条第1項第1～3号 関税定率法の改正に伴い118.03.01より） 弁理士法 第4条第2項第1号	弁理士法 第4条第2項1号
裁判外 紛争解決 手続の 代理	仲裁	弁理士法 第4条第2項2号	弁理士法 第4条第2項2号	弁理士法 第4条第2項2号	×
	調停・ あっせん	弁理士法 第4条第2項2号	弁理士法 第4条第2項2号	弁理士法 第4条第2項2号	×
ライセンス等 契約の代理・相談		弁理士法 第4条第3項	弁理士法 第4条第3項	（技術上の秘密） 弁理士法 第4条第3項	弁理士法 第4条第3項
侵害訴訟等における 補佐人業務		弁理士法 第5条第1項	弁理士法 第5条第1項	弁理士法 第5条第1項	×
審決取消訴訟に おける訴訟代理		弁理士法 第6条第1項			
侵害訴訟代理		弁理士法 第6条の2	弁理士法 第6条の2	弁理士法 第6条の2	×

図3

格事由とされることと同じ理由で産業財産権侵害物品を輸入し罪に問われることも欠格事由とされていますが、今回、爆発物、火薬類、児童ポルノ等も輸入禁制品に追加されることに伴い、同法第21条第1項に号ずれが発生するためこれに対応する改正を行っています。この部分については、既に4月1日に施行されています。

また、来年の3月1日施行でさらに輸入禁制品が追加さ

れます。今回の不正競争防止法で罰則が追加される著名表示冒用行為や形態模倣行為を組成する物品です³⁾。これらを輸入し罪に問われることも欠格事由とする改正を行っています。さらに、不正競争防止法違反を組成する物品は、輸入差止申立の対象にもなります。弁理士には特許権等侵害物品の輸入差止代理の実績があり、また、今回差止対象となる物品については、他の紛争解決手続代

5) 正確には、不正競争防止法第2条第1項第1号から3号までに掲げる行為を組成する物品

理についての実績もあることから、この輸入差止申立の代理も弁理士の業務とされます。

以上が関税込率法の一部改正に伴う弁理士法の改正です。既に法律は成立しており、弁理士法に關係する部分は本年4月1日と来年3月1日の2回に分けて施行されます。

(2) 会社法整備法

会社法制度の現代化のため、商法第2編（株式会社等）や有限会社法等をまとめた会社法が新たに制定されます。弁理士法は、特許業務法人制度が合名会社をベースにしていることから、商法の該当箇所を多数引用していますが、これらが改変されるとともに会社法へ移されるため、それに対応した改正が必要となります。

会社法制定による影響は弁理士法に限らず、経済産業省が所管する法令だけでも50件、全体では327件にもものぼるため、これらは個別法ではなく「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（会社法整備法）」により一括で改正されます。

弁理士法では、引用元の商法の条文が会社法へ移動することによる形式的な改正が主となりますが、規定の中で重要な事項については、各士業法人横並びで引用から書き下しに変更しています。また、特許業務法人の計算書類の作成及び保存については、新たに電磁的記録によることを認めることにしています。

以上が会社法制定に伴う弁理士法の改正で、会社法施行に合わせて施行されます。会社法公布の日から1年6月以内の政令で定める日とされています。

今後について

以上、駆け足で今通常国会における弁理士法の改正事項を眺めてきました。紛争解決手段のうち、12年法で積み残した部分は14年法と今回の17年法でかなり措置されたのではないかと思います。

しかし、12年法にて試験制度を簡素化し弁理士人口の量的拡大を図ってきたことへの反動として実務能力の不足が指摘されてきているなど、新制度のもとでいくつかの弊害が目立ってくるようになりました。弁理士法は附則第13条にて施行5年後の見直し規定を設けています。早いもので新制度も18年1月6日に施行後5年を迎えるた

Profile

畔上 淳（あぜがみ あつし）

昭和48年4月 特許庁入庁（総務部資料整備課）
昭和54年1月 審査第一部登録課
昭和58年10月 万国工業所有権資料館
昭和60年10月 審査第一部出願第一課
平成元年4月 総務部総務課
平成5年4月 産業政策局流通産業課
平成9年4月 新エネルギー・産業技術総合開発機構
平成11年4月 総務部秘書課
平成13年10月 総務部総務課
平成15年4月 特許審査第一部調整課
平成16年4月 総務部秘書課弁理士業務監理官



め、それに合わせて法の施行状況やその後の社会情勢の変化等を検討し、さらに充実した弁理士制度の在り方を検討していくことが弁理士室の大きな課題の一つとなっています。

4. おわりに

弁理士室は、室が出来て初めての弁理士法の改正作業を行いました。その後も、新たに弁理士法の見直しにも取り組まなくてはなりません。また、数十年ぶりに弁理士の懲戒処分も行いました。弁理士試験の受験者も年々増加しております。

このように忙しい職場となっておりますが、「知的財産立国」実現への取組みにとって弁理士制度はたいへん重要であり、そのため弁理士室の職責も今後ますます重要になってくると感じております。

弁理士室に用務等で寄ることがあれば、気軽に近くの人に声をかけていただければと思います。